

市町村分別収集計画等及び再商品化計画の策定期間の前倒しについて

1. 改正の内容

- ① 現在、平成9年から3カ年ごと（次回は平成21年）に策定することとされている「市町村分別収集計画」・「都道府県分別収集促進計画」について、次期計画の策定を平成20年に行うよう省令を改正する。

《参照条文》

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第102号）（抜粋）
（市町村分別収集計画）

第8条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。

（都道府県分別収集促進計画）

第9条 都道府県は、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を1期とする当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（以下「都道府県分別収集促進計画」という。）を定めなければならない。

- 容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）（抜粋）
（市町村分別収集計画）

第3条 法第8条第1項の規定により市町村が定める市町村分別収集計画は、平成9年を初年とする同年以後の3年ごとの各年の4月を始期として定めるものとする。

（都道府県分別収集促進計画）

第4条 法第9条第1項の規定により都道府県が定める都道府県分別収集促進計画は、平成9年を初年とする同年以後の3年ごとの各年の4月を始期として定めるものとする。

※下線は関係部分

- ② 国が定める「再商品化計画」についても、市町村分別収集計画と合わせ平成20年に策定を行うよう、施行規則を改正する。

《参照条文》

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第102号）（抜粋）
第7条 主務大臣は、基本方針に即して、主務省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を1期とする分別基準適合物の再商品化に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を定めなければならない。

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省 厚生労働省 農林水産省 通商産業省令第1号）（抜粋）
（再商品化計画）

第7条 法第7条第1項の規定により主務大臣が定める再商品化計画は、平成9年を初年とする同年以後の3年ごとの各年の4月を始期として定めるものとする。

※下線は関係部分

2. 改正の趣旨

- 平成20年4月1日より、事業者が市町村に資金を拠出する仕組み（「資金拠出制度」）をはじめ、改正容器包装リサイクル法が完全施行される。
- この資金拠出の算定の基礎となる分別収集見込量をより実態に即した内容とすることにより、より適切な制度運営を図ることが可能となることから、資金拠出制度が施行される平成20年において、市町村分別収集計画等の見直しを行うことが適切である。